

【羽曳野市】2021（令和3）年度 自治体政策・制度予算要請に対する回答

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

<継続>

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

【産業振興課】

大阪府や関係機関と連携しながら、取り組み内容を検討してまいります。

<継続>

② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

【産業振興課】

当市におきましては、地域就労支援センターを市内2か所に開設し、障がい者、ひとり親家庭の親等、働く意欲がありながら様々な要因のため就労できない就職困難者に対し相談業務を行っております。月に1度、障害者就業・生活支援センターの職員による障害者雇用相談を行っており、若年層に対しては若者サポートステーションと連携し相談体制の強化や講座を開催する等の支援も行っております。平成27年度からは、市内求職者を対象に資格取得対策講座等の就労支援も行い、早期就職を目指しております。また大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に設置された部会において当市の地域就労支援事業の状況報告や南河内地域の自治体と情報交換を行い、今後とも好事例について情報共有に努め、先進市の取組みを研究し、必要に応じて事業の内容等についても検討してまいります。「地域労働ネットワーク」会議を通じ、地域における労働課題の情報共有や事例研究を積極的に行ってまいります。

<継続>

③ 障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用をより一層促進すること。

【産業振興課】

毎年、近隣市及び障害者就業・生活支援センターとともに主に事業所を対象にした「障害者雇用フォーラム」を開催しています。開催内容は精神障害者についての理解を深めるものとし、使える制度や支援、実際に障害者雇用をしている事業所の現場の声の紹介等を行っております。今後も大阪府や関係機関と連携しながら、障害者雇用の促進に努めてまいります。

【障害福祉課】

障害者の一般就労の促進について、国の指針に基づき本市第5期障害福祉計画においては、令和2(2020)年度の福祉就労から一般就労への移行者数の目標値を24人に、同年度の就労移行事業の利用者数の目標値を42人に、同年度の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上に、同年度の就労定着支援事業の1年後の職場定着率を8割以上に設定するなど、当該成果目標の達成に向けて、相談支援事業者をはじめ、南河内北障害者就業・生活支援センター・ハローワーク、就労移行支援事業者及び就労定着支援事業者等との連携した取り組みを推進しています。そして、令和3年度から始まる第6期障害福祉計画の策定に向け、現在、第5期計画の目標値に対する進捗実績を把握し、その評価をするとともに、次期計画の成果目標の設定を検討中です。また、月1回の障害者雇用相談も関係課と共同で実施しているところです。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

＜補強＞

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市町村民に分かりやすい資料等で公表し、市町村の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市町村の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的な施策を盛り込むこと。

【人権推進課】

本市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を含んだ第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを平成29年3月に策定、同年4月より施行しており、毎年プランの推進状況を点検、確認しているところです。また、毎年開催している「男女共生セミナー」においては、性別に関わらず誰もが個人の能力と個性を発揮できるような講座を開催しています。

【人事課】

本市では、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定しています。また、法の規定による実施状況の公表及び情報の公表については、市ウェブサイトに経年での取り組み状況や関係数値・指標等を掲載し、情報の「見える化」を推進しています。

【産業振興課】

国や大阪府と十分に協議を行い、具体的な方法を検討してまいります。

<新規>

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市町村内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

【産業振興課】

府内関係部局と連携し、周知に努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」(パワハラ防止法)施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業(特に中小企業)への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

【産業振興課】

大阪府及び近隣市と合同で労働関係セミナーを開催し、周知に努めてまいります。また、関係機関と連携しながら、相談対応システム等を検討してまいります。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

【産業振興課】

府内関係部局と十分に協議を行い、必要な支援を検討してまいります。また、通訳を配置している「外国人雇用サービスセンター」や「外国人労働者相談コーナー」の周知・連携に努めてまいります。

【市民協働ふれあい課】

外国人労働者が安心して市内に居住できるような環境の整備について、近隣他市の状況も確認しながら、検討していきたいと考えております。働くうえで必要な日本語の習得については、羽曳野国際交流ボランティアサークルみやびの協力を得て、現在も多数の外国人の方が習得に向けた勉強をされているところです。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

【産業振興課】

府内関係部局と十分に協議を行い、必要な取り組みを検討してまいります。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

【産業振興課】

製造・運輸・建設分野に関する人材に対する技能習得の支援や仕事の魅力発信・伝達については、重要であると認識しております。商工会や府内関係部署及び関係機関とともに、効果的な施策について検討してまいります。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

【産業振興課】

大阪府と十分に協議を行い、必要な支援を検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。また、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

【産業振興課】

インストラクターの養成に関する支援体制については関係団体や府内関係部署と協力して効果的な支援策を探ってまいります。また、ものづくり産業に関する支援施策等を活用できるよう企業へ周知するよう努力いたします。

<継続>

②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

【産業振興課】

小規模企業サポート資金(市町村連携型)など、市内中小企業に対して融資制度の周知を図っています。その他融資については、大阪府制度融資等効果的な制度の案内を進めてまいります。また府及び市内金融機関へ、コロナ禍における中小企業に対する資金面の支援も強化してもいただけけるよう協力を求めてまいります。

<継続>

③非常時における事業継続計画(BCP)について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画(BCP)の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省(近畿経済産業局)との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市町村としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

【産業振興課】

市内中小企業の事業継続計画(BCP)策定については、商工会と連携・協力して制度周知をはかり、より一層の周知・支援を進めるよう努めてまいります。災害対応力の効果を実証することは、計画の性質上困難であるが、過去の事例や今後発生する災害の事例、国や府の方針等を踏まえ検討してまいります。

<継続>

(2)下請取引適正化の推進について(★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しづ寄せ』防止のための総合対策」(しづ寄せ防止総合対策)に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

【契約検査課】

本市では、工事契約約款等により法令一般の遵守を明記しております。また、提出された施工体制台帳から下請発注の適正化に向けた指導に努めます。今後も官公需法、下請法等の関係法令の趣旨を踏まえつつ引き続き請負業者への周知、指導を図り、また法令違反等の行為については、関係機関との連携強化に努めます。

【総合評価入札制度を導入している自治体】(東大阪市、柏原市、富田林市、河内長野市)

(3)公契約条例の制定について(★)

~~公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。~~

【総合評価入札制度を導入していない自治体】（上記以外）

<補強>

(4) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について（★）

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【契約検査課】

総合評価入札制度の導入については、公正性、客觀性を損なうことのないよう制度の構築に向け、他市の動向や府内関係各課との協議等、情報収集に努めてまいります。また、公契約条例については国の法制化の動向や各市の状況を注視し、引き続き取り組みを検討してまいります。

<新規>

(5) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について（東大阪市以外）

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

【産業振興課】

羽曳野市では「中小企業及び小規模企業振興基本条例」を制定し、令和2年4月1日より施行されています。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料とともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市町村民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【高年介護課】

地域包括ケアの推進に向け、ニーズ調査や国の分析システム（見える化システム）で必要なサービス量などを分析のうえ、現在策定中の「第8期羽曳野市高年者いきいき計画」に反映し、介護サービスの提供体制の整備に努めて参ります。また、地域ケアシステムに関する情報は、羽曳野市高年者いきいき計画や地域分析等を市ウェブサイトに掲載する等、市民へ広く周知しております。

【地域包括支援課】

高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加に関しては、「ふれあいネット雅び」の活動や、地域福祉計画等に基づき見守り体制の強化や生活支援コーディネーター事業等を推進し、住み慣れた地域でいつまでも生活できる環境づくりをすすめています。また身近な相談窓口として市内7カ所の在宅介護支援センター等をひとり高齢者の会食会や地域の集いの場に派遣し、地域とも顔の見える関係づくりを図っています。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市町村民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市町村民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

【健康増進課】

平成30年度に「健康はびきの21計画(第2期)後期計画・及び食育推進計画(第2次)・自殺対策計画を策定しました。従来から実施しているがん検診をはじめとする検診事業、乳幼児健診などの保健事業を引き続き実施します。また、各種保健事業やウェブサイトを通じて、検診の必要性や生活習慣の改善などの啓発を行い市民の主体的な健康づくりの支援を行います。各種関係団体と連携し、計画に基づき市民の主体的な健康づくりを支援できるような健康教育の実施や計画の普及を含めた健康情報の提供などに努めます。

【保険年金課】

「おおさか健活マイレージアスマイル」は、市町村国保特定健康診査と連動しており、アスマイルの普及は、特定健康診査の受診率向上に繋がります。本市のアスマイルPR活動としては、特定健診全対象者への受診券発送時のアスマイルチラシの同封、広報「はびきの」やホームページへの掲載、SNSのFacebook等を利用したイベント周知を行っています。また、アスマイル啓発チラシ及び特定健康診査の啓発チラシを作成し、包括連携協定を締結している第一生命保険株式会社や羽曳野市商工会に依頼し、配布をご協力いただいています。市民の健康に寄与するため、更なる特定健康診査受診率の向上及びアスマイルの普及を大阪府等と連携協力しながら行ってまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と待遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、待遇や勤務環

境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

【健康増進課】

羽曳野市立保健センターは、医療機関登録をし、休日急病診療所を運営しています。医療人材の確保については、看護師、歯科衛生士は本年度より会計年度任用職員として雇用し、その労働条件については充実を図っています。医師については市医師会に委託していますので、今後とも医師会と連携を図りながら推進していきます。

<継続>

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

【健康増進課】

医師会や各医療機関とも連携を図りながら、地域に必要とする医療の提供ができるよう情報共有をしていきます。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて(★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

【高年介護課】

介護人材の確保、離職防止については、大阪府主導の介護人材確保連絡会議において、南河内ブロックの保険者等で現状や課題を共有のうえ、介護職の魅力の発信等の人材確保に向けた取組みを行っており、引き続き南河内ブロックで連携し、積極的に取り組んで参ります。

【指導監査室】

介護職員の賃金改善を目的に創設された介護職員処遇改善加算について、平成29年度の介護報酬改定において、介護人材の定着、昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況等を踏まえ、事業者による昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、更なる加算の拡充が行われています。令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定においては、介護職員等特定処遇改善加算が創設され、「介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行う」とこととされました。事業所に

対しては集団指導などにおいて、積極的に周知を図っています。また、人材育成・離職防止に関しましては、都道府県が中心となって行われており、大阪府においても「大阪府介護・福祉人材確保戦略」が実施されています。引き続き、介護労働者の待遇改善に向け、関係機関と連携し取り組んでまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報等に取り組むこと。

【地域包括支援課】

本市は、直営1箇所の地域包括支援センターと地域相談窓口（ブランチ）として市内7箇所の在宅介護支援センターに相談業務を委託して、総合相談事業を実施しています。また「ふれあいネット雅び」の活動を通じ、地域の方との接点を多く持ち行政や介護・福祉の専門職が重層に在宅療養をする本人・家族に対して支援や情報提供を行っています。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

【こども課】

本市は、令和2年度を初年度とする、第2期子ども・子育て支援事業計画「はぴきのこども夢プラン」を策定しており、計画期間中において、待機児童を出すことなく、保育ニーズに応じた量の確保に努めています。なお、大規模宅地開発等、大幅に定員の不足が生じた場合は、必要に応じて量の見込みと確保の内容も変更して整備していきます。また、平成30年度に策定しました「就学前教育・保育施設のあり方に関する基本方針」に基づき、公立幼稚園や保育園の統合・再編や認定こども園化など、保育の量と質を確保し、かつ国や府などの関係機関と協力・連携をはかり、安全かつ質の高い教育・保育を提供できるよう努めてまいります。

<補強>

②保育士等の確保と待遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

【こども課】

本市では、平成25年度より国の臨時特例交付金を活用した民間保育園保育士の待遇改善事業を実施しております。平成28年度からはキャリアパス制度の導入を含めた新しい待遇改善を進め、市内の全施設で実施しております。今後も、保育士の労働条件や職場環境の改善などを含めた、働きやすい職場環境の整備を進め、保育士の安定的な確保事業を実施していきます。

【人事課】

本市では、職員採用試験の実施や会計年度職員の任用などにより、法令上必要な保育士等の人員確保に努めています。また、給与制度や勤務条件については国家公務員の水準に合わせた改善を図るとともに、必要な研修機会を確保するなど、保育体制の確保・充実を図っています。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【こども課】

病児・病後児保育事業及び延長保育事業については、子ども・子育て支援交付金を活用し、民間保育施設等に委託等により財政支援を行っております。夜間保育や休日保育については、現在実施しておりませんが、子ども・子育て支援事業計画策定の際、実施したニーズ調査等を踏まえながら検討してまいります。

④子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

【こども課】

生活に困窮している家庭の子ども等を対象に、学習支援や相談事業をすすめ、子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保し、支援する団体にその運営に係る経費を補助しています。生活習慣づけを支援するための調理体験を含めた食事提供も可としており、今後も継続的に実施していきます。

【福祉総務課】

本市においては、従前より学習支援事業（政策推進課）及び子どもの居場所づくり事業（こども課）を実施しているため、本制度において同様の事業を実施する予定はありません。

<補強>

⑤子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児

童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、虐待防止プログラムの受講体制を整えたうえ、相談業務を担う職員には専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【こども課】

本市においても 11 月を児童虐待防止月間として啓発活動に取り組んでまいりましたが、ポスター等の啓発資材の設置については、児童虐待防止月間にとらわれず、年間を通して掲示を続けていきます。また、相談業務を担う職員に専門性を高めるための研修を受講させて相談対応力を向上させ、児童虐待の防止に取り組んでまいります。加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で在宅時間が増えたことによる虐待事案については、学校のみならずその他の所属とも連携し、早期発見早期解決に努めてまいります。

【人事課】

必要に応じて担当職員の専門研修への派遣を行うなど、職員の資質・スキル向上に努めます。

【学校教育課】

虐待の早期発見に係っては、学校における役割は大きいものであると認識しています。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、担任が一人で抱え込まずに複数教職員で情報を共有し、管理職へ報告する組織体制を整備してきているところです。今後はさらに、学校教員による家庭訪問時には在宅時間の増加に伴う虐待リスクに留意する、得られた情報は要対協の見守り報告として確実に情報提供するなど、連携強化を通して未然防止に取り組んでまいります。

<新規>

⑥小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【健康増進課】

本市では、保健センターにおいて休日急病診療所及び南河内北部広域小児急病診療事業を実施しており、休日・夜間の対応を行っております。今後の体制の拡充については医師会及び各医療機関と協議をしてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保とともに教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守すること。

【学校教育課】

小学校での少人数学級編制の対象学年を市費により拡大することは、現在の財政状況では厳しいものがございます。本市といたしましては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であるとの認識から、これまでもさまざまな機会を通じて、国や府に要望をあげておりますが、今後も要望してまいりたいと考えております。教職員の時間外勤務状況については、平成24年度より市独自に調査を行っており、教職員に入力していただく形で時間外勤務管理簿を作成し、4月と6月、11月の年3回集計を市教委として実施しております。市教育委員会としましては、教員の多忙化については、ぜひ取り組んでいかなければならぬ課題であると認識しておりますが、これは本市のみならず、国全体の課題でありますので、国、府の動向を受け止めた上で取り組んでいくべき課題であると考えています。また、本市の学校園への指示事項では、校園長に対し、「定時退勤推進日」「NOクラブDAY」を計画的に設けるなど、教職員が長時間勤務になることを避け、教職員のメンタルヘルスを含む健康の保持に務めるよう指示しており、メンタルヘルスの取組みとして、管理職向けのラインケア研修、対象職員向けのセルフケア研修、教職員個別カウンセリングを毎年実施しております。具体的には、現在、毎週木曜日を「定時退勤推進日」に設定していますが、労働安全衛生の考え方について、再度市内の全教職員に周知し、時間外勤務の縮減に対する意識の醸成をはかるとともに、さらに実効性のある定時退勤日の設定についても研究してまいりたいと考えています。市教育委員会といたしましては、教職員がやりがいや充実感を持ち、元気に子どもと向き合えるよう、引き続き取り組んでまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市町村における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

【学校教育課】

日本学生支援機構奨学金については、ほとんどは大学進学時の活用であり、給付型奨学金制度も、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校4年生への進級者が対象となっており、現在市内でも中学校卒業時に活用する事例がほとんどないのが現状です。今後、進路選択の多様化の中で、活用する可能性もあるので、検討してまいります。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度等および返済猶予措置についても、小・中学校、義務教育学校の指導を業務としている市教育委員会では取扱いが難しいのが現状です。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

【人権推進課】

引き続き、国や大阪府、関係団体と連携を図りながら、差別行為を無くすための啓発活動や相談事業などの取り組みを進めて参ります。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、こうした理解を深めるために、行政・市町村民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市町村においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【人権推進課】

セクシュアルマイノリティについては、本市男女共同参画推進条例において、あらゆる人の人権の配慮を基本理念のひとつとし、性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを禁止しています。また、毎年本市が作成、配布している男女共同参画啓発骨子においても市民の理解を深めるため、「セクシュアリティ」、「セクシュアルマイノリティ」、そして「SOGI」について情報提供、啓発しており、今後も継続的な啓発に努めます。なお、パートナーシップ制度の条例化につきましては、検証を重ねているところです。また、行政施設における環境整備につきましても、関係機関との調整を行い誰もが利用しやすい施設を目指します。

<継続>

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市町村民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【人権推進課】

「部落差別解消推進法」の施行以降、広報紙への掲載や市民向けセミナーの実施等さまざまな機会を通じて周知に努めてまいりました。今後も部落差別等あらゆる差別の解消に向けて積極的に取り組んでまいります。

【産業振興課】

市内企業で構成される羽曳野市企業人権連絡会では、人権研修やセミナーの案内及び啓発資

料の送付を行っています。また毎年6月には、庁内の労働担当部署、人権担当部署、企業人権連絡会及び地域人権協議会で就職差別撤廃月間の街頭啓発として、古市駅にて啓発物品であるポケットティッシュの配布を行っています。今後も引き続き街頭啓発やリーフレットの配架等を行い、問題解決に向けて取り組んでまいります。

<新規>

(4) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弹力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【選挙管理委員会事務局】

本市では37ヶ所の投票所と2ヶ所（羽曳野市役所・はびきのコロセアム）の期日前投票所を設置しています。中部9市では、投票所までの距離が短い方から本市は3番目、また2ヶ所以上の期日前投票所を設置している市は、本市を含めて4市であることから、一定の利便性向上は図られていると考えております。今後も安定的に継続的に実施できるよう、引き続き、職員体制や情報セキュリティの確保、また新型コロナウイルス感染症予防対策を実施し、選挙人が安心・安全に投票できる環境整備に努めてまいります。なお、新たな投票方法については、国での検討や議論の動向に注視してまいります。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

【財政課】

本市においては、①まちづくりに関する事業、②地域における保健福祉の推進に関する事業、③教育の振興に関する事業、④子どもたちの心身の健やかな成長に寄与する事業、⑤市長におまかせ（新型コロナウイルス感染症対策を含む）、⑥市長におまかせ（犬猫殺処分ゼロをめざす取り組み）の6つの事業の中から寄附金の使い道を寄附者のご希望に応じて選択していただき、選択された事業に活用させていただいております。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市町村民に対し「食べ残しぼり」を目的とした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

【環境衛生課】

「買ったものは使い切ろう食べ切ろう 地球とお財布にやさしいお買い物」と題して食品ロス、マイバッグ、マイボトルの啓発チラシとポスターを作成し、商工団体の協力で会員に配布や婦人団体の協力でスーパーマーケットでの配布など事業展開を行いました。今後も、食品ロスについてホームページ及び広報誌により積極的な啓発を行ってまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【福祉総務課】

平成28年度より「ふーどばんく OSAKA」と協定を結び連携をしております。生活困窮者等への緊急的な支援が必要な場合には、提供して頂いた食品を支援に活用しています。今後も、同組織と連携を図りながら、生活困窮者に対する支援を行っていきます。

<継続>

(3) プラスチックごみの問題について

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となり、自治体においても使い捨てプラスチックの削減や資源循環が進むよう効果的な取り組みが求められている。ポリ袋の有料化がスタートし市町村民の意識が高まるタイミングであることから、効果的な具体的施策を行うこと。

【環境衛生課】

本市では、これまで石川クリーン作戦や町会等による水路清掃活動を行い、環境保全に取り組んでまいりました。また、令和元年6月に宣言しました「はぴきのプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、新規採用職員研修の一環として清掃活動を実施しています。今後とも市民に身近な問題として考えていただける効果的な啓発を行うとともに、清掃活動やマイバッグ・マイボトル運動など自ら率先して取り組みを行います。

<継続>

(4) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスマント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスマント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【産業振興課】

国や大阪府と十分に協議を行い、悪質クレームの抑止・撲滅を推進するための具体的な取り組みを検討してまいります。

<補強>

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乘じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【産業振興課】

地域での啓発講座の開催や、広報誌へQ&Aを掲載することにより、市民への消費生活センターの周知及び消費者意識の啓発を行うことで、市内の相談事例を情報提供しております。府内連携により高齢者や障がい者の相談情報を共有し、職員やケースワーカー等で見守りを行い、老人会や民生委員の会合で啓発チラシ等を配布し、被害の未然防止に取り組んでおります。関係課、関係機関と調整し効果的な取り組みを検討するとともに、引き続き消費者への相談窓口の周知や、情報提供及び注意喚起を徹底するとともに消費者教育の推進に努めてまいります。

【災害対策課】

関係機関と連携し注意喚起等を行うよう努めます。また現在、当市では補助の制度がないため、関係機関と協議を行い、補助金制度の整備や予算要求等について、今後、近隣市町村の動向を見ながら調整してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【都市計画課】

これまで、市内公共交通機関のバリアフリー化の促進については、高齢者、障害者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社が実施する駅舎のバリアフリー化整備事業に対して、国、大阪府及び本市においてその整備費用の一部について補助を行ってまいりました。その結果、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において令和2年度末までにバリアフリー化をめざす、1日あたりの平均利用者数が3,000人以上となる市内4駅の設備について、それぞれ一定のバリアフリー化が図られたところです。今後も引き続き、施設の適切な維持管理や、さらなるバリアフリー化の充実が図られるよう、鉄道事業者とも連携を図ってまいります。また、設備設置後の補修等の維持管理及び更新には相応の費用がかかることが見込まれるため、これらにかかる財政措置のあり方について、国や大阪府等の動向を注視しつつ、適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

<新規>

(2) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

【こども課】

羽曳野市通学路交通安全プログラムにおいて、令和2年10月より未就学児の移動経路の交通安全対策を図るよう拡充しました。今後は通学路安全推進会議において重点課題を設定したうえで合同点検を実施し、その結果を踏まえて必要なハード及びソフト対策の実施を検討します。

<新規>

(3) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

【地域包括支援課】

高齢者に関しては、ニーズを把握して地域特性に応じた取り組みを検討します。また、民間主体による移動販売の取り組みが始まっています。

<新規>

(4) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【水道局総務課】

人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みについては、平成28年度に改定しました『羽曳野市水道事業ビジョン』に基づき、それぞれの専門に精通した職員を業務量とのバランスを考慮したうえ、再任用職員も活用しながら計画的に配置し、経験や技術の継承に努めます。また、職員の資質向上を目的として、外部研修会の参加促進を図るとともに業務マニュアルの作成とそれを用いた局内研修の実施も検討します。さらに、大規模水道事業者との連携による人材・技術の交流も検討します。また、水道の基盤強化の施策については、『羽曳野市水道事業ビジョン』及びそれを具現化する形で策定されている『羽曳野市水道整備基本計画』に基づき進められ、これら2つの内容につきましては、羽曳野市水道局ホームページに掲載されております。民間事業者に水道施設運営権を設定する場合は、先進事業体の事例等を調査したうえでその適否を検討し、水質を低下させないように努めます。今後も引き

続き水道に対する利用者の皆さまの関心と理解を深めていただくため、水道に関する情報をホームページや広報はびきのを通じて、内容の充実を図りながら、積極的に発信します。一方で利用者の皆さまのニーズを把握するため利用者の皆さまから寄せられた要望等を記録・蓄積していくように努めます。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

【災害対策課】

平常時の地域で行われる訓練等は、消防本部、消防団、市が協力し、防災訓練や防災講演会などを行っています。今後も、関係機関と協力し住民へ周知致します。避難行動要支援者名簿については、地域における自助・共助の活動情報の要として、地域の自主防災活動の中で慎重かつ適切に活用していただけるよう、関係課と連携して啓発に努めています。

【福祉総務課】

平成24年度より避難行動要支援者名簿の整備を行っており、平成29年度に新たなシステムを構築しました。定期的に行政情報（障がい、介護）との連携を行い要援護者情報の更新を行っています。また、平常時から台帳を市内の町会（自治会）、民生委員、校区福祉委員会へ配布し、日常的な見守り活動に利用していただき、地域住民間の関係構築を推進しています。

<補強>

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

【災害対策課】

平常時の地域で行われる訓練等において、地域住民が協力できるような対策を、関係機関と協議し対策を周知できるよう努めます。また、帰宅困難者となった府民が一時避難できるような場所を確保できるよう、関係機関と協議し連携できるよう努めます。

<補強>

(7) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

【防災企画課】

近年発生している災害が多様化・複雑化している中で、本市においてもいかに早く初期対応に取り掛かることができるのかが重要であると認識しています。今後、災害の種類や規模等に応じて、より適切な人員・体制を確保できるよう検討してまいります。また、近年の度重なる災害の教訓を踏まえ令和元年11月に修正された大阪府地域防災計画に基づき、本市防災計画を令和2年3月に修正しております。

<継続>

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【災害対策課】

大阪府の調査に基づいて設定される土砂災害警戒区域や浸水想定区域については、ハザードマップ等により周知を図り、区域内住民の危険性について認識していただき、早期の避難行動につながるよう啓発に努めます。

【下水道建設課】

公共下水道の雨水関連施設整備については、既存施設を最大限に活用することにより限られた財源の中で、公共下水道事業計画に沿って可能な限り早期に、ハード及びソフト対策の両面の整備を進めてまいります。河川における災害防止等の整備については、河川管理者である大阪府に対し要望を行います。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市町村民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市町村民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【災害対策課】

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保ための、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備の検討を始め、市民へ制度の周知・理解促進が図れるよう努めます。

【羽曳野市】新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算要請に対する回答

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

【健康増進課】

マスク・消毒液・防護服・シールド・手袋等、治療に欠かせない物資については、国よりの支援を含め、感染拡大に備えて十分な量の確保に努めています。検査・治療体制については、令和2年11月24日から新型コロナウイルス感染症を疑われる場合の診療・検査体制が大阪府により拡充されておりまして、この体制の中で地域一体となった対応を進めていきたいと考えています。

② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくとも良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

【健康増進課】

新型コロナウイルス感染者増加傾向の中で、受け入れの宿泊施設の必要性が高まっている状況であります。受け入れに伴う宿泊施設の確保・運営等は、保健所を設置する都道府県、政令市や中核市の自治体等において整えておられます。現在、本市には受け入れ先となるような宿泊施設はありませんので、必要があれば大阪府と協議してまいります。

(2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業（労働者）への支援について

① PCR検査の拡充、及び必要物資の供給

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

【健康増進課】

新型コロナウイルス感染症に必要な検査体制は、保健所を設置する都道府県、政令市や中核市

の自治体等において整えておられます。令和2年11月24日から新型コロナウイルス感染症を疑われる場合の診療・検査体制が大阪府により拡充されており、この体制の中で地域一体となった対応を進めていきたいと考えています。

【産業振興課】

感染防止を目的とした事業所の改修、必要資材の購入等への助成については、国・府とも連携して必要な支援策を検討してまいります。

②保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関する諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額しないこと。

【こども課】

保育所等が休園になった場合の受け入れについては、保健所等の指示を受けながら、受け入れの体制を整えるように努めています。また、公定価格については、国の基準とおり算定しており、減額の対応は致しません。なお、新型コロナウイルス対策として、国の補助金を活用しながら衛生用品の確保や施設の感染防止策についても徹底するとともに、市の独自施策として、認可保育所等については、0歳～2歳児の保育料の無償化と給食費の無償化も実施しております。

【高年介護課】

介護施設の事業継続については、事業所が最大限の感染症対策を継続して行いながら必要なサービスを提供できるように、国において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等で支援されています。市においては、引き続き国や府の情報を注視し、事業所と情報共有等に努めて参ります。

③介護サービス提供体制の強化

介護事業所でクラスター発生や家族が感染し、利用者が濃厚接触者となった場合の対応について、代替えサービス等のサービス提供がスムーズに行えるよう居宅介護支援事業所との連携を強化し体制を整えること。また、コロナ感染拡大によるサービス利用自粛者のADL（日常生活動作）低下が進まないための対策を講じること。加えて、介護事業所の利用控えが続かないよう、利用再開に向けたガイドライン、及び施設での面会や外出の制限についてもQOL（クオリティ オブ ライフ）向上に向けたガイドラインを策定すること。

【地域包括支援課】

利用者が検査結果後陰性の場合には、介護者である家族に代わる適切な介護サービスへのスムーズな移行となるよう介護事業所との調整を行っています。陽性の場合においては、退院後スムーズに在宅生活ができるよう居宅介護支援事業所との連携を強化します。また、サービス利用自粛者対しては、YouTubeチャンネルにおいて「いきいき百歳体操」や「つぶたん健口体操」の

動画を公開しています。

【指導監査室】

介護事業所を含む社会福祉施設等は支援が必要な高齢者に対してサービスを提供しており、職員が陽性者等となった場合でも、サービスの継続運営を確保することが強く求められています。大阪府は、社会福祉施設等の職員が多数感染するなどして当該法人では運営を継続できなくなる場合に、他法人から応援職員を迅速に派遣できるような体制を構築しているところです。また、人的資源のみならず経済的にも、感染症対策を徹底した上で介護サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成するなどの支援策も行っています。当市では、このような大阪府や国の介護事業所や社会福祉施設等に対する支援策について、適宜情報提供を行い、利用者が切れ目なくサービスを受けられるよう事業者と連携しています。

④感染者への誹謗中傷や差別・パワハラの禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスマントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

【産業振興課】

大阪府や関係機関と連携しながら、周知に努めてまいります。

【人権推進課】

本市では、新型コロナウイルス感染症に関する感染状況や対処、対策など、市ウェブサイトや公式SNSサイトなどを通じた迅速できめ細やかな情報発信を行っております。また、市広報誌への掲載やポスター掲示、人権パネル展など、あらゆる啓発機会において、この新しい人権課題に取り組んでいるところであります。今後とも国や大阪府などと連携を図りながら、市民、法人や企業においても正しい理解と知識を共有し、互いの人権を尊重できるやさしいまちづくりに取り組んでまいります。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

【産業振興課】

市が独自に休業要請をおこなう場合は、要請に関する根拠等を明示し、市民に分かりやすい周知を行うよう努力いたします。

【災害対策課】

国や府からの要請に基づき、対策本部会議で検討し、その結果を関係課と協力しながら周知するよう努めます。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇用を維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

【産業振興課】

休業要請を受ける事業所が、従業員の雇用維持に必要な支援を受けられるよう、制度の周知に努めてまいります。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

【産業振興課】

雇用調整助成金の申請サポート及び中小企業の事業継続を支援するワンストップ窓口の設置について、羽曳野市商工会と連携して検討してまいります。

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

【産業振興課】

庁内関係部局と連携し、周知に努めてまいります。

(4)エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事する方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

【産業振興課】

エッセンシャルワーカーが従事する事業者が、感染予防のため講じる対策への補助について、

国・府、他自治体の動向も注視しながら、検討してまいります。

【人事課】

市役所の庁舎等、各公共施設においては、感染拡大防止のため、時差勤務、分室勤務、交代制勤務等を実施し、職場の密を避けるとともに、風邪症状を呈する職員の特別休暇取得など、職員の感染リスクを分散させながら、市役所機能を維持する取り組みを行ってきました。また、検温、手指消毒、マスクの着用の徹底など来庁者にも対策への協力をお願いすることで感染防止を図っているところです。

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

【学校教育課】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、急遽、予算を確保し、羽曳野市立小中学校へ消毒用アルコールをはじめとする消毒薬やマスク等の感染予防のための消耗品等を継続して配布しています。

令和3年度も羽曳野市立小中学校へ引き続き消耗品の継続的な配布を行えるように努めます。

②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

【学校教育課】

令和2年度は、羽曳野市立小中学校にて新型コロナウイルス感染症のために修学旅行が中止になりキャンセル料が発生した場合、羽曳野市がキャンセル料の支援を行うために予算準備をしました。なお、令和2年度は修学旅行以外の宿泊行事の予定はありません。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を注視しながら、宿泊行事中止によるキャンセル料について検討してまいります。

③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がないよう、大阪府として支援施策を講じること。

【学校教育課】

羽曳野市立小中学校では、新型コロナウイルス感染症による教育現場の負担軽減のために、大阪府の学習支援員配置事業補助金（3/5 補助）を受け、令和2年7月より学習支援員（有償ボランティア）を配置し、新型コロナウイルス対策による臨時休業期間中の遅れた学習を限られた

期間で取り戻す支援を進めています。具体的には、学習内容の定着に課題を抱えた児童・生徒への授業中の個別への学習支援など教員のサポートを行っています。
今後も、引き続き教育現場の負担軽減に取り組んでまいります。